

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○井林委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございます。

大臣以下、官僚の皆様にも、様々に教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

大臣、今、原口さんが、ワクチン生産体制等緊急整備基金のことについて様々御質問されたじゃないですか。これは、予算の目は、新型コロナウイルスワクチン等生産体制緊急整備臨時特例交付金なんです、目は、新型コロナウイルスワクチン等、等は、生産体制の前についているんですね。新型コロナウイルスワクチンなどの生産体制をしつかりするための基金を造成するために予算の目を立てましたよという、当初はそうだったんですけども、ところが、その予算が通った後、厚労省に行くと、ワクチン生産体制等、生産体制の後ろに等を持つてきて、何にでも使えるようにならんのですよ、厚労省が。財務省も、別にいいんじゃないですか、公衆衛生のためになるのであればというふうに、それを認めちやつてある

わけですね。

私は、少なくとも国会、あるいは閣議だつて、予算の目は新型コロナウイルスワクチン等で通っているのに、国会もそれで通っているのに、予備費の決定もそれで国会に報告されているのに、目は。その後、厚労省に行つた後、等の位置をつけ替えて、何にでも使えるようにしますよ、地方にもお金を流しますよ、製薬会社にお金を上げますよというこのビジネスモデルは、絶対許しちゃ駄目だ。誰も知らないんですよ、そんなことのためにお金を使うなんて。公費を使うなんて。

これは、財務省はもう国会で答えちゃつているんですよ、別に問題ないんじやないですか。答えちゃつているんですけども、財務大臣、この基金は、予算の目は、等が、コロナウイルスワクチン等と、ワクチンの後ろについている。しかし、厚労省に行って、基金の名前のところでは、生産体制等と、生産体制の後ろに等をつけて、何にでも使えるようにしましたというこのやり方は、やはり財務省として一度検証する必要があると思うんです。

ちょっと、これは質問通告していないんですけども、余りにもちょっと、原口さんの御質問は私もそのとおりだなと思うので、検証する、ちょっとそれは調べてみるとことだけ御答弁いただければと思います。

○加藤国務大臣 済みません、私のところにある二〇二四年度基金シートでは、ワクチン生産体制等緊急整備事業となつてあるということだけは確認できますが、今委員御指摘だったのは、二〇二

四年度予算においてということ、済みません、ちょっとそこだけ、もう一回。

○川内委員 補足で説明すると、二〇二〇年とか二年とか、要するにパンデミックのときに、ワクチンをしっかりと確保しなければならないねということで、予備費とかあるいは予算で、その基金造成のための目をつくっているわけですね。その目のつくり方は、新型コロナウイルスワクチン等と、等はワクチンの後ろについているんです。それが、予算が国会で議決されて、あるいは予備費が閣議決定されて国会に報告されて、厚労省に行つた後、等が生産体制の後ろに、今大臣がおっしゃつたように、等の位置が変わっているんですね、予算の目と基金の名前とで。だから、そこは財務省としてちょっとと一回検証して報告するとか、今後、これが許されるなら何だつて許されちゃうんですよ。ということになつてしまふと思うんです。公衆衛生のためとさつき厚労省の副大臣が言いましたけれども、公衆衛生のためだつたら何でも使えますという基金になつちやうんです。と

いうことなので、そこはちょっとと一回検証してみてくださいということをお願いしているんです。

○加藤国務大臣 予算の目が途中で変わるとなるとこれは大変な問題だと思いますが、今おっしゃつてある意味は、予算の目が等が前にあつて、そして支出された先の事業ないし基金の名前が等が後ろになつたという、目と基金の名前自体がイコールじやなきやいけないということは多分ないんだろうと思いますので、ただ、ちょっと私もそれ以上、事実関係は分かりませんので、まずはその

事実関係を確認させていただきたいと思います。

○川内委員 せつかくですから申し上げておきましたけれども、ずっと、新型コロナウイルスワクチン等の生産体制のための基金として、新型コロナウイルスのワクチンを作るために、生産するためを使われていたわけですね。ところが、令和六年になつて、令和六年になつて五類になつてから、基金の運営要領を変えているんですよ、地方にもお金を流せるように。基金の運営要領を変えるに当たつて、実施要綱は変わつていませんよ。

実施要綱は変わつていませんよ。運営要領を変えたんです。その運営要領を変えて地方自治体にお金を流せるようにした、そしてワクチンの値段を上げたという、この枠組みになつていてるんですけども、これは、お金の使われ方として、私はやはり、誰にも説明していないですから、基金の実施要領だから、国会にも説明されないし、恐らく内閣にも、閣議にも説明していないんですよ。

誰にも説明しないで、厚労省が勝手に基金の使われ方を実施要領を変えてやつてているということについては、私はちょっとお金の使われ方として問題が多いと思うので、事実関係をまず確認するとおつしやつていたいたので、確認していただきたい上でまた議論をさせていただきたいというふうに思います。

それじや、ちよつと本題に入ります。

租特なんですけれども 每年、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書というのを財務省さんがお出しになつていらつしやるわけで、この中で、今回、私たちも租特について様々議論

をさせていただいているわけでございますけれども、令和五年分のこの実態報告書にまとめられている措置の数、適用額、そして減収額見込みといふのをまず、主税局長さんに来ていただきたいので、教えていただきたいというふうに思っています。

○青木政府参考人 お答えします。  
今国会に提出をいたしました令和五年度の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書における、まず、対象措置数は七十八措置でござります。

その適用額でございますが、幾つかの項目に分かれておりまして、法人税率の特例がまず約四・五兆円、それから、税額控除約一・七兆円、特別償却約〇・八兆円、準備金約〇・六兆円、土地などその他、約五・五兆円となつております。

一定の前提を置いて試算する必要が減収額についてはあるんですけども、そうした試算をした減収額につきましては、約二・九兆円でございま

す。  
○川内委員 この適用実態の調査報告書は、かつて民主党政権のときに、租特についてきちんと報告を国会も受けていきましょんということで始まつたものでござりますけれども、平成二十三年から報告があるというふうに思ふんですけども、平成二十三年調査の同様の措置の数、適用額、減収額について教えていただきたいというふうに思います。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。  
今御指摘のありました平成二十三年度の数字でございますが、まず、対象措置数が八十五、適用

額でございますが、法人税率の特例が約二・四兆円、税額控除が約〇・四兆円、特別償却が約〇・四兆、準備金が約一・六兆円、土地等その他が約一・九兆円。

実績推計における減収額でございますが、全体で約〇・九兆円となつております。  
○川内委員 だから、平成二十三年から令和五年、年数がたつていてるわけですけれども、租税特別措置で要するに減収額が二兆円増えているわけですよね。〇・九兆円から二・九兆円へと。

じゃ、今度は、せつかくですから、企業規模別で、資本金で、適用額を令和五年分調査で教えていただきたいんですけども、資本金としては、一千万円以下、一千万円から一億円、一億円から十億円、十億円から百億円、百億円超ということです。五つの分類に分けて適用額を教えてくださいということを申し上げてありましたけれども、お願ひいたします。

○青木政府参考人 申し訳ありません。先ほど申し上げました二十三年度の数字の中で適用額を五つ申し上げましたが、そのうちの土地等その他、私は一・九兆円と申し上げましたが、一・六兆円の誤りでござります。訂正させていただきます。

その上で、令和五年度の租税特別措置の適用実態調査における資本金階級別の適用額をそれぞれ申し上げます。  
まず、法人税率の特例につきましては、資本金一千円以下で約三・五兆円、資本金一千円から一億円以下で約一・一兆円、資本金一億円から十億円以下で約七十五億円、資本金十億円から百

億円以下で約五十一億円、資本金百億円超で約十億円でございます。

ここから先はその分類で順番に数字を申し上げてまいります。

税額控除につきましては、同様に、約〇・二兆円、約〇・四兆円、約〇・一兆円、約〇・二兆円、約〇・八兆円でございます。

特別償却につきましては、約〇・三兆円、約〇・五兆円、約三十八億円、約十二億円、約六十億円。

準備金につきましては、約三百十八億円、約四十億円、約〇・二兆円、約五十七億円、約〇・四兆円。

最後に、その他土地などにつきましては、約〇・八兆円、約一・七兆円、約〇・二兆円、約〇・六兆円、約二・二兆円となつております。

○川内委員 二・九兆円、減収額が令和五年の分にはあるということで、税額控除というのはストレートに税金が引かれますねということで分かりやすいわけですが、百億円超のところが〇・八兆円ということで、恐らく利いているんだろうなというふうに思うし、中小企業の特例税制ということでおもに一定の恩恵はありますねということはそのとおりであろうというふうに思つんですけれども。

ただし、平成二十三年と令和五年と比べたときに、中小企業に対する税制というのが、それほど大きくなれば変わつていないので、私は、恐らくその他の二・二兆円というところがまた大幅に、百億円超の資本金の会社で減税になつているので

はないかなというふうに、想像ですね、減収額はちょっと、資本金別には出せないというふうに財務省さんがおつしやつていらっしゃつたので、想像を申し上げました。

租特というのは、中立、公平、簡素という税制の大原則の例外として、政策的にあるいは政治的に設けられるものであるというふうに考えるんですけども、租特の中では、増税、減税については調整をしていらっしゃるというふうには思うんですけども、調整がついていない、要するに、租特を設けるときに、財源については特に考慮していないよという税制なども、租特もあるんじやないかなというふうに思うんですけども、具体的に教えていただきたいというふうに思います。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

厳しい財政事情に鑑みまして、租税特別措置につきましては、各省庁に対して、税制改正要望の際に、減収を伴う要望の場合にはしっかりと財源を確保していただく旨をお願いしております。また、措置の新設、拡充を行う場合には、既存措置の廃止、縮減が原則だということで、私ども、省庁に対して申し上げているところです。

他方、令和四年度、令和六年度の税制改正において抜本的に拡充されました賃上げ促進税制など、特段の財源を求めなかつた事例も存在いたしました。

財源を求めるない、多額の減税を伴う税制もあります。特措もあります。

もう一つ、私の興味は、租特で、これだけ社会に貢献しましたわ、これだけいいことがありましたよということがあるのであれば、まだ納得できるわけですけれども、例えば、うちの党が今回、この国会で大変大きなテーマにしました研究開発税制について、具体的に、こんな研究ができたんですよ、こんな開発ができたんですよというような検証を財務省としておやりになつていらっしゃるのだろうかということを教えていただきたいと

いうふうに思います。

○青木政府参考人 まず、賃上げ促進税制について、先ほど財源の話を申し上げましたが、その際、財源の考え方を少し御説明させていただきます。

個々の税制措置を検討する際には、それぞれの措置が必要となる背景ですとか、根拠、減収規模などを踏まえて、財源確保の要否が判断されるべきであろうというふうに考えております。

令和四年度、令和六年度の税制改正における賃上げ促進税制の拡充について申し上げますと、構造的、持続的な賃上げの動きを広げていくといふことが日本経済が成長と分配の好循環を果たしていく上で欠かすことができないという認識に立ちまして、政労使で協議をする場で政府として経済界へ賃上げを要請するなどの対応を行つてきたことも踏まえまして、賃上げ促進税制の拡充については例外的に財源を確保しなかつたということです。

御質問の効果の検証の部分でございますが、まさに毎回、毎回、租税特別措置というものは基本的には期限があるので、期限を迎えると税制改正是要望が要望官庁から出てまいります。その際には、それまで取つておつた措置についてどのように効果があつたのか、できるだけ定量的に、しっかりと出してくださいということでお願いをして、議論をしてということでございます。

ただ、例えば今の研究開発の税制のことについて申しますと、研究開発税制があることもあって、恐らく一定の研究開発の成果は出でると思いますし、しっかりと後押しをしているということは恐らくそうなんだと思ひますけれども、なかなか定量的に減税の部分だけの効果を測ることというのは難しい面もあるということも事実でございます。ただ、そこはしっかりとやつていかなければいけないということで、前回賃上げ税制を拡充する際には、様々な有識者の方のお知恵もかりながら、賃上げ促進税制がどのような賃上げに後押しがあつたのかというのをいろいろ議論させていただいて、公表させていただきて、それが今国会でもいろいろ御議論になつているところでございますが、そうした努力を引き続きしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○川内委員 総務省の方で租税特別措置等に係る政策評価の点検というのをおやりになつていらっしゃつて、A、B、C、D、Eという五つの評価を設けていらっしゃる。A、B、C、D、Eで、Eはよいという意味ではなくて、いいじやなくて、分析、説明されていない、分析も説明もされてい

ないということで一番悪い評価になるんですけれども。

総務省さんで租特について点検を毎年されて、点検結果を教えていただきたいんですけども、今申し上げたようにA、B、C、D、Eの五段階で点検結果をまとめていらっしゃって、幾つかの項目があるにはあるんですが、令和四年、五年、六年の点検結果で、租税特別措置の適用額が百億円以上でE評価、すなわち分析も説明もされていないという租税特別措置があれば、網羅的に教えていただきたいというふうに思います。

○阿向政府参考人 お答えいたします。

各行政機関は、租税特別措置等の新設や延長等を要望する際に政策評価の実施を担保する観点からその内容を点検してございます。

具体的には、達成目標や効果といった八つの項目それぞれにつきまして、定量的なデータによつて十分な分析、説明がなされているかといった観点から、先ほど先生から御紹介ございましたように、AからEまでの五段階で評定をしてございまして、その中で分析、説明がされていないものをEとしてございます。

先生お尋ねの、適用額が百億円以上となつてゐる措置のうち、令和四年度から六年度に総務省が行いました政策評価の点検におきましてEの評定が付されている項目が一つでもあるものは、全部で八措置ございました。

具体的には、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、

中小企業者等の法人税率の特例、それから給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除、こちらがいわゆる賃上げ促進税制と言われているものでございます。そのほか、海外投資等損失準備金、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除、中小企業事業再編投資損失準備金、投資法人に係る課税の特例、収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例、以上の八措置となつてございます。

○川内委員 賃上げ税制が入つてているわけですね。財源を特に求めなかつたということもあるし、先ほど御答弁いただいたし、分析も説明もされていないという中にも賃上げ税制は入つてているということです。

私は、加藤大臣、やはり、租特というのはあくまでも例外だ、だから、平成二十三年から令和五年にかけて二兆円も租特の減収が増大しているという意味では、適切な見直しを本気ですべきだというふうに思うんですね。政策的にきちんと国民に対して説明できるものはいいけれども、多少、ちょっと政治的なもので、余り説明できませんわといふものについてはきちんと整理するということをやはりしなければならぬというふうに思うんですけれども、大臣の御見解をいただきたいとうふうに思います。

○加藤国務大臣 租税特別措置法、もう先ほどもありましたが、公平、中立、簡素のいわゆる税制においては例外的な措置でありますし、また、特定の政策目的を実現するために有効な政策手段となり得るという一方で、今申し上げたように、税

負担のゆがみを生じさせる面があるということも指摘をされ、まさに総合的に判断して真に必要なものに限定していくことが重要だというふうに認識をしております。

令和七年度税制改正においても、令和六年度末の適用期限到来などによって見直しの対象となつた二十九の法人税関係の租税特別措置のうち二十三について、廃止又は縮減を含む見直しを行うこととしてしております。

今後とも、必要性や政策効果、先ほどの総務省の資料もその一つだと思いますが、そうしたものもしつかり踏まえながら不斷の見直しを行つていただきたいと考えています。

○川内委員 ごくごく一般的な御答弁で、まあそ

うかなどいうふうには思いますが。

そこで、修正案提出者に、租特に対する修正案の考え方をお述べをいただきたいというふうに思

います。

○階委員 川内委員にお答えいたします。

租特の中でも、今委員から問題点をくる御指摘された貨上げ促進税制、これについては、もはや必要性はないだろうということで、我々の修正案では、一年以内に廃止ということを決めさせていただいております。

それに加えて、租特全般について、中立、公平、簡素ということでいうと、特に私は、公平という面では、非常に大企業、特に企業・団体献金を行つているような大企業に恩恵が偏っているのではないかという疑念があります。社名をはつきりさせることによつてそこがはつきりしてきて、そし

て、見直しの議論も更に加速すると思つております。

ですから、我々の修正案では、貨上げ促進税制の廃止、それから、租特については適用社名の公開、これをまずやつた上で、必要性あるいは効率性あるいは公平性、そうしたものについてしっかりと判断して、見直すべきものは見直す、廃止すべきものは廃止するということをやつていきたいと思ひます。

○川内委員 まさに私も同意するんすけれども、大臣、先ほどの主税局長さんの御説明で、定性的な貨上げ税制とか研究開発税制に対する世の中の全体的な方向性について、よくしていくためにやつてあるんですよ、経済が活発になるためにやつてあるんですよ、そのため効果はあると思いますよという御答弁があつたんですけども、しかし、お金というのは現実なので、一社で八百億減税されています、そういう現実の利益を供与されているお会社の名前とかは、やはり正々堂々と、これだけ減税されているのでこれだけ成果がありましたよという御答弁があつたんですけども、しか社会的責任を果たすべきではないかなという意味において、今の修正案提出者の階先生の御発言に、誠にそのとおりだなというふうにも思うし。

また、もう一点、この修正案の中になるほどねということは、東日本大震災がありました、やつと復興して生活をしていたら、今度は山火事で家が焼けました、大変だと。去年の能登半島もそうですけれども、地震が来て家が潰れて、ああと思ついたら大雨が九月に降つてまた二重に被害を

受ける。そういう人々に対しても、災害損失控除という考え方を修正案の中で提案をしているよといふことを聞いておりますので、ちょっと御説明をいただければというふうに思います。

○階委員 お取り上げいただきまして、ありがとうございます。

私も地元が岩手県でありまして、今も大船渡というところで山火事が燃え広がっております。まさに委員が今おつしやつたとおり、津波で家が流されて、ようやく高台に家を造つたら、今度は山火事でそこも燃えてしまうという、言うに尽くせぬような被害に遭われた方もいらっしゃるようですね。

私ども、災害損失控除を設けることによりまして、こうした非常な災害による苦難を味わつた方々を、ちゃんと税の面で負担を減らしていくこうということを考えています。

現行制度では、災害による損失は、雑損控除という形で控除は受けられるわけですが、それは、人的控除の手前で控除をするということになつています。ちょうど今、百三万円の壁の議論が行われておりますけれども、雑損控除は給与所得と同じレベルで控除を行います。その控除を行つた後、人的控除というのは基礎控除とか扶養控除、こういったものですから、雑損控除が大きくなり過ぎると人的控除が受けられないという問題があります。

そのことによつて、本来だつたら、普通の人でも受けられる人的控除より災害によって被害を受けた方はより受けるべきだと思うんですが、人的

控除が受けられないという問題を解決するために、雑損控除の中から災害損失の部分は切り出しました上で、災害損失控除は人的控除の後にする。しかも、災害損失控除は繰越しを五年間認められておりますので、人的控除をやりながら、五年かけて災害損失控除を計上していくことによって、毎年毎年の税負担というのは極力減らすことができるのであります。

今の制度では、人的控除が行われなくなつてしまつて、本来だつたら負担すべきでない税負担まで被災者の方に負わせてしまう、この問題を解決しようというのが我々の案でありまして、日本税理士会連合会からも同様の御提案をいただいておりまして、是非、与野党の御賛同をいただいて、これを実現していきたいと思っております。

○川内委員 是非、私の方からも、与野党の先生方に、災害損失控除の考え方についてはお願いをさせていただきたいというふうに思いました。ありがとうございました。

もう時間がそろそろなくなつてきましたので、租特を離れて、昨年の本委員会でマイナ保険証、健康保険証の廃止のことについて触れたんですけども、相変わらず、病院とか、薬局とか、介護施設とか、市役所とか、役場とか、マイナ保険証を使え、マイナ保険証を使えというでかい張り紙がされていてですね。マイナ保険証を使いたい人はそれでいいわけですが、従来型の健康保険証の方がいいよ、したがつて今年以降、切替えが来たら資格確認書でいきたいよという人々のためにもでかいポスターを貼つてくださいよ、病院に、薬

局に貼つてくださいよということをお願いしているんですけども、なかなか貼り出されないのであります。何でかなと思つてているんですけれども。

その前に、まず、令和四年の十月十三日、加藤大臣はその頃厚労大臣でいらっしゃったわけでござりますけれども、健康保険証廃止を四大臣で会合されでお決めになられたということなわけですけれども、これも、まあ、日本国政府はいろいろな謎を持つていらっしゃって肝腎なことは分からぬというのが多いんですけども、この四大臣会合で誰が健康保険証の廃止を発議したのかといふのもいまだに明らかになつていませんが、私はデジタル担当大臣が発議したのではないかというふうに見ているんですけども、それでよろしいかということを教えていただきたいと思いま

す。

○川内委員 お答え申し上げます。

○三浦政府参考人 委員御指摘いただきました四大臣会合というものでございますけれども、こちらは、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣よりマイナンバーカードの取得加速の取組等につきまして総理に御報告を申し上げた会でございます。したがいまして、記録の方が残つておりますんでして、当方で確認ができるおりません。

○川内委員 ジや、誰が発議したのか教えてください。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

○川内委員 繰り返しになつて恐縮でございますけれども、記録の方が確認できておりませんんでして、詳細が不明でございます。

なお、事実関係として補足をさせていただきま

すと、令和四年十月十三日の記者会見におきまして、河野デジタル大臣が、二〇二四年度の秋に現在の健康保険証の廃止を目指すというふうに発言をし、検討の方針性を対外的に初めて示したものと承知をしております。その後、専門家を交えた議論ですとか関係者などによる検討会の開催などを経まして、政府として必要な法律案の閣議決定、国会提出というものに手続としてはなつております。その上で、国会で御審議を賜りまして法案成立に至つたということで、現在の健康保険証の廃止が決定されたということでございます。このプロセスにつきましては適切なものであるというふうに承知をしております。

以上でございます。

○川内委員 今、デジタル庁からなる健康保険証廃止に係る経緯の御答弁があつたわけです。答弁するということは、デジタル庁が健康保険証の廃止を発議した、推進したということでよろしくですね。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

答弁はお尋ねに対してもお答えをしたものでございます。それが発議をしたことを表すものではないというふうに承知をしております。

以上でございます。

○川内委員 ジや、誰が発議したのか教えてください。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

○川内委員 繰り返しになつて恐縮でございますけれども、記録の方が確認できておりませんんでして、詳細が不明でございます。

○川内委員 今日、厚労省の健康保険証の御担当にも来ていただいているんですけども、誰が発議したのか教えてくださいという問い合わせに対しても、デジタル庁が答弁するということが、デジタル庁が

発議したということを意味するわけですね。だつて、そうじやなきや、所管外のことを委員会で答弁できないでしよう、それは。所管外のことを答弁できないですからね、委員会では、正式な委員会で。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねに対しまして、デジタル庁として確認をした結果を御答弁申し上げたものであります、所管であるという趣旨で御答弁申し上げたことはないというふうにも理解をしております。

○川内委員 いや、だから、誰が発議したんですかと私が聞いたらデジタル庁が出てきたじゃないですか。僕、デジタル庁に答えてくださいなんて言つていないですよ、委員長。誰が発議したんですかという問いは政府に対して投げかけているわけですね。

じや、厚労省にも来ていただいているので。厚労省が発議したんですか。

○榎原政府参考人 お答え申し上げます。

保険証の新規発行終了の方針につきましては、政府全体としてマイナンバーカードの普及や国民の利便性向上に向けた対応を総合的に取り組む中で、令和四年十月十三日に当時のデジタル大臣から発表したものというふうに承知しております。

○川内委員 時間が来ましたので。何か、最近、安住さんに指導されて、時間が来る前にやめなきやいけないみたいな癖をつけられてしまつたんすけれども。

デジタル大臣が発議したことは、私は、恐らく間違いないだろう。だつて、答弁していきますから

ね。紙も作っているわけで。所管外の役所が廃止に至る経緯の紙を作るなんということはあり得ないわけですから、それはそうなんだろうというふうに推測はいたします。でも、加藤大臣、大事なことを曖昧にする、グレーにする、昨日の松本参考人の陳述でもそうですけれども、大事なことが分からぬ、赤木さんのこともうすけれども、大事なことが分からぬ、それではやはり政府に対する信頼というのが私は低下していくと思うんですよ。

デジタル庁が、デジタル大臣が発議したことが駄目だなんて私は思わないですよ。発議したなら発議したで正々堂々とそれを政府方針としてやっていけばいいし、資格確認書についても、不便な方が出るんだつたら……

○井林委員長 申合せの時間が経過しておりますので、御協力をお願いします。

○川内委員 はい。

資格確認書がちゃんとあるから。ちゃんと、政府は国民のためにあるんだと。そのことを申し上げて、終わらせていただきたいというふうに思います。

○川内委員 ありがとうございます。